

陸前高田市高田松原の伐採木等の有効利用に関する要領

令和 8 年 5 月 1 9 日 制定

(趣旨)

第 1 この要領は、高田松原で行う伐採等により発生する伐採木等について、その有効利用を促進するため、利用を希望する者に無償で譲渡することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この要領において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 伐採木等 高田松原で行う伐採により発生する伐採木、枝条をいう。
- (2) 集積ヤード 伐採木等を一時集積する土場であり、市が別に指定する場所をいう。
- (3) 登録利用者 伐採木等の利用を希望する団体、法人又は個人であって、あらかじめ利用者として市の登録を受けた者をいう。

(利用者の登録)

第 3 伐採木等の利用を希望する者は、伐採木等利用登録申請書（様式第 1 号）を市農林課に提出するものとする。

2 農林課長は、前項の規定による登録申請があったときは、次の各号のいずれにも該当しない場合は使用を承認することとし、伐採木等の登録利用者として名簿に登載するとともに、当該申請者に伐採木等利用登録書（様式第 2 号）を交付するものとする。

- (1) 伐採木等の利用目的が適切ではないとき
- (2) この要領に基づく活動全般に対し、善良な管理を行う資質を有していないと認められるとき
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由があるとき
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体であると認められるとき
- (5) 法令又は公序良俗に反する団体であると認められるとき

3 登録利用者は次に掲げる事項について変更があったときは、伐採木等利用登録申請内容変更届（様式第3号）にその事項を証明する書類を添えて、遅滞なく市農林課に届け出なければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 法人及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (4) 伐採木等の利用目的
- (5) 連絡先

4 農林課長は、前項の規定により届け出があった場合、第2項を準用し、審査を行ったうえで、審査の結果、適格と認められるときは、変更後の内容により伐採木等の登録利用者として名簿に登載するとともに、当該申請者に伐採木等利用登録書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用目的の制限）

第4 利用登録者は、伐採木等の転売をしてはならない。ただし、伐採木等を燃料として使用すること又は原材料とした加工品の製造及び販売並びにサービスの提供は妨げない。

（実施方法）

第5 農林課長は、登録利用者に対し、次に掲げる方法により伐採木等を引き渡すこととする。

- (1) 農林課長は、伐採木等を集積ヤードに集積し、登録利用者へ集積した旨を市ホームページ等で周知する。
- (2) 登録利用者は、集積ヤードの伐採木等を任意の日時において、自ら搬出する。
- (3) 伐採木等がなくなり次第、登録利用者への引渡しは終了する。

この場合、農林課長は、登録利用者に対して、引渡しが終了した旨を市ホームページ等で周知する。

（費用の負担）

第6 集積ヤードから伐採木等を搬出するための費用は、伐採木等を搬出する登録利用者の負担とする。

（責任）

第7 登録利用者による伐採木等の搬出、使用又は伐採木等を使用した加工

品の製造及び販売若しくはサービス等の提供により、登録利用者又は第三者に対して損害若しくは損失が生じた場合は、市は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

（その他）

第 8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 1 9 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 関係）

年 月 日

農林水産部農林課長 様

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

伐採木等利用登録申請書

高田松原における伐採木等の利用をしたいので、所定の書類を添えて利用者登録を申請します。

なお、この申請書及び添付資料の事項は事実と相違ないことを誓います。

1 伐採木等の利用目的	・ 自家消費 ・ 燃料 ・ 木材加工 ・ 商品開発 ・ その他（ ）
2 法人及び団体にあつては主とする業務	
3 主な搬出先	例） 自宅 加工場となる事務所
4 搬出体制	例） 自己所有の自動車で運搬 〇〇株式会社へ運搬を委託
5 連絡先	（担当者職）氏名： 電話番号： F A X 番号： メールアドレス：

添付書類：法人、団体にあつては定款又は規約

様式第 2 号（第 3 関係）

様

伐採木等利用登録書

年 月 日付けで申請のあった伐採木等の利用登録申請（内容変更）については、審査の結果、利用登録することが適当であると認定し、下記のとおり伐採木等の利用登録名簿に登載しましたので、通知します。

年 月 日

農林水産部農林課長

記

- 1 登録番号
- 2 申請内容に変更が生じた場合は、伐採木等利用登録申請内容変更届（様式第 3 号）を提出してください。
- 3 伐採木等の利用にあたっては、陸前高田市高田松原の伐採木等の有効利用に関する要領を遵守し、伐採木等の転売は行わないでください。

様式第 3 号（第 3 関係）

伐採木等利用登録申請内容変更届

年 月 日

農林水産部農林課長 様

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

登録番号

年 月 日付で登録のありましたこのことについて、申請
内容に変更がありましたので届け出ます。

変更項目	変更前	変更後
商号、名称又は氏名		
住所又は所在地		
代表者の氏名		
伐採木等の利用目的		
連絡先		

※ 変更事項がわかる確認書類を添付してください。

※ 変更する項目のみ変更前後を記載し、変更しない項目は「―」と記入く
ださい。